平成２８年（フ）第７４２号
堺市中区深井北町50番地３、前住所堺市中区深井北町3344番地
債務者　赤ベイこと　井馬　隆義
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３３５号
熊本市南区野田３丁目11番３―202号　市営野田団地２Ｃ―１
債務者　森下　明子
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３４３号
熊本県合志市幾久富1656番地379
債務者　園田　　綾
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３５５号
熊本市東区京塚本町50番17号　スペックス上水前寺Ｂ203号、住民票上の住所熊本市東区京塚本町50番17号　ＰＩＣＡＳＳＯ京塚本町Ｂ203号
債務者　吉原　伸一
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３５９号
熊本市中央区九品寺６丁目６番63―306号　コアマンションルネス九品寺
債務者　門口　**公**和
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６４号
北海道美唄市西２条南７丁目４番25号
債務者　後藤　幸子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第８８号
北海道登別市登別東町２丁目22番地33ハイツクリエイト103
債務者　永井美津男
1　決定年月日時　平成28年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１５０号
釧路市共栄大通９丁目１番1057号　Ｋ＆Ｍビル　507号
債務者　信藤　光義
1　決定年月日時　平成28年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第６２号
福島県会津若松市中島町13番７号、前住所福島県会津若松市北滝沢２丁目２番61号　グッピーハイツ102号
債務者　猪俣　　誠
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第１０１号
群馬県邑楽郡板倉町大字板倉1292番地
債務者　**蓮**見　廣美
1　決定年月日時　平成28年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第２６７号
奈良市神功１丁目６番地　平城第１団地11―108
債務者　中原　正昭
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２８４号
奈良県生駒市北大和４丁目15番地６
債務者　石川　泰久
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第６３号
岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉1137番地　ハートフル・サン・フローラ101号、前住所岐阜市上芥見285番地
債務者　服部真一郎
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第５７１号
広島市東区若草町４番26―1101号
債務者　梶山　**英**男
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６２４号
広島県廿日市市阿品台西３番29―101号
債務者　濱　　清子
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５５号
長崎県西海市西彼町八木原郷2047番地、住民票上の住所長崎県西海市西海町面高郷1137番地
債務者　小方　友重
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８８号
長崎県長崎市かき道５丁目３番３―1301号
債務者　木村　修二
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係